

行田委員

公明党の行田です。よろしく申し上げます。

最初に、政策部の方から質問させていただきたいと思います。

超過課税の見直しから伺っていくのですけれども、活用事業の検討に当たりましては、企業や県民の理解を得られるように目的を絞り込んで明確化を図るという考え方、また、今回説明がありました書類にも結構書いてあると思いますが、今後、経済団体等の意見を伺っていくとのことですが、払った税金がどこの何に使われるのかということが明らかになってこそ、行政に対する信頼感が生まれる、納税の意義を感じると思います。その意味では今回の見直しに当たっては、道路等の社会基盤整備に目的を絞るということですので、今後、企業や県民の理解を得ていくためには、充当する箇所を具体的に示していかなければならないだろうと思います。

知事に聞こうと思ったのですが、結構ほかのところから聞かれていますので、私は一点に絞ってお聞きしていきたいのですが、情報公開というところだけに絞りたいと思います。先ほどの御答弁にもありましたが、非常に厳しい日本経済の状況の中で、超過課税を継続するというわけですから、これまで以上に御負担いただく県民の皆さん、事業者の皆さんに、どこの仕事をやりますよ、これをやりますから是非やらせてくださいという情報公開というのが納税者の理解を得るための非常に必要なことなんじゃないかと、そのような努力をする必要があるんじゃないかと思うのですが、その点、どのようにお考えでしょうか。

財政課長

活用目的を具体的にお示ししていくという観点でございますので、やはりこれまで申し上げている、何に活用するのかを明確にしていくと。これは、大変重要な視点だと思っておりますから、それは取り組ませていただくつもりでございます。その中で、やはり企業の皆様と今後いろいろと調整もさせていただく中では、できる限り具体的に、こういうことに超過課税を活用させていただいてやらせていただくと、そうすれば、例えばこういう効果が現実に出てくるんだと、それを神奈川県としてはやらせていただきたいんだという、その具体性をもって企業の皆様にそのイメージを持っていただき、その上で、それならばしようがないということで御理解をいただけるような、そういうプロセスは大変重要だと思っておりますので、道路等社会基盤整備の中心は県土整備部でございますから、今後、具体的な活用箇所というものをよくよく詰めさせていただいた上で、企業の皆様とのお話合いの中では、できる限り例示的でもはっきりと示せるように努めていきたいと思っております。

行田委員

今の御答弁はその通りだと思います。できる限り具体的に示す、効果を示すということで、これが果たすべき役割なのかなと思います。

そうした意味から、一步踏み込んで神奈川県の将来ビジョン、超過課税だけではないかもしれませんが、この超過課税を使って、その全部を示すということは非常に難しいと思うのですが、納税者や事業者に対して、将来はこういう

形にしていくんですよ、もちろん変わる可能性はありますが、しかし、神奈川県はこういうものを目指しているんですよ、という将来像からブレークダウンをして、今、だからこそ超過課税が必要なんですと、そういう県民の皆さんに訴えかけるような動きや、努力があってもいいのではないかと思うのですが、その辺はいかがですか。

総合政策課長

神奈川県の将来ビジョンということでございますが、平成19年7月に策定いたしました神奈川力構想の基本構想は、2025年の神奈川を目指すべき姿をお示ししております。将来構想という意味では、この神奈川力構想の基本構想が当たるだろうと。その下で、県の行政を進めるに当たりましては、平成19年度から来年度、平成22年度まで4年間取り組むべく、実施計画という形で定めさせていただいております。

この実施計画には、特に重点的に取り組むという戦略プロジェクト、あるいは県行政を全体として推し進めていく主要な施策、これらを体系的、総合的にお示しをしていくと。そういった実施計画の下で各部局がそれぞれの事業を検討し、また予算調整等を経まして実施をしていくと。そういう全体をお示ししていく中で、その財源の問題として今回の超過課税の問題もあるだろうと。やはり県といたしましては、そうした全体をお示しした中で位置付けていくこと、これは必要なことだと考えております。

行田委員

今のお話は分かるのですが、どうも話の中にマクロとミクロが混在しているような気がしております。私が言いたいのは、納税者の皆さんが納税するときに、この超過課税はやはり必要だと、神奈川の未来に必ず必要だということ意識して納税するというための具体的なものを示すということなのですが、今、神奈川力構想、2025年までの姿というところからブレークダウンされて、今回のこの報告資料もありますけれども、こういったものがあると考えてよろしいのでしょうか。もしそうだとすれば、これから先のものをもっと具体的に示せるということになるのですが、その辺はどうでしょうか。

財政課長

今現在、道路等社会基盤整備を超過課税を活用させていただいてやりたいと。ただ、その具体的にやりたい箇所として今お示しをさせていただいているものは、先日本会議で知事が答弁させていただいた、かながわのみちづくり計画でございます。この計画というのが、平成28年度までに実施をして、どのような箇所を整備していくかを示したものでございますけれども、これを計画どおりにしっかりとやっていくためにはどうしても必要だというのが、県としてございます。

では、このみちづくり計画を一つ例に挙げさせていただきますと、これを行うことによって県内の道路網がどのような形になっていくのか。その効果がどう現れてくるのかをできる限り具体的にお示しできれば、この将来ある神奈川県の、少なくとも道路網の整備の姿というものは皆様にお示ししていけるだろうと思っております。そのような形で、この超過課税を活用させていただいて、具体的な事業なり、その整備なりをやっていくことによって、このような形の

基盤が整備されて、神奈川県が姿になっていくというものをいかに示していくかを私どもの課題とし、できるだけ詰めていきたいなと思っているところでございます。

行田委員

分かりました。要望させていただきますけれども、ただいま申し上げましたとおり、やはり今まで以上にしっかり情報公開をしていただいて、納税者の方が、神奈川の皆のためには、これは必要な税金だなということで気持ちよく納めていただけるように頑張っていたらいいと思います。

続きまして、子ども手当導入による県への影響についてお伺いをしておきたいと思います。

知事もボイコット宣言をするということで、この費用負担の在り方を焦点に大きな話題となりました。結局、平成22年度の暫定措置として、子ども手当と現行の児童手当を平均し、平成23年度以降の負担の在り方は引き続き検討という異例の決着になったわけですが、については、平成22年度における子ども手当創設の影響について、数点お伺いをしておきたいと思います。

平成22年度の児童手当については従来どおり、国、地方、事業主の負担とされながらも、所得制限の撤廃による、いわゆる拡大分を地方が負担することとなったわけですね。具体を言いますと、要は小学校の6年生までのお子様の所得制限のある家庭、ここに関しては今までは1万円あげますよと。それ以外というのは、これは1万円をもう既に今まで県でやってきたわけですから、中学校の3,000円、あとは小学生の中で、今まで所得制限があってももらえなかった人がもらえるようになる、こういう部分が県としての負担が増えるわけですよ。この辺、本県への影響はおいくらぐらいと見込まれているのが、具体的にお願いします。

財政課長

負担の仕方が実は二パターンございますので、分けて説明させていただきます。

まず、市町村が交付をする今までの児童手当、これが子ども手当となるわけですけれども、こちらについて、県が改めて負担をする中で拡大をした部分といいますのは、所得制限が撤廃された小学校6年生までの分になります。こちらは52億円と見込んでおります。これは52億円増ということで増額分です。市町村が交付する、いわゆる子ども手当の中学生の拡大した部分、こちらは国から直接市町村の方へ交付をされます。

もう一つございますのが公務員の分です。具体的に、神奈川県が負担しますのは県職員になるわけですが、県職員に対しては、これまでは全額児童手当として、神奈川県が負担をしてございました。全国、都道府県、市町村がそれぞれのところでやっております。こちらにつきましては、所得制限が撤廃された小学校6年生までの方の分と中学生の分、これを合わせて、神奈川県は神奈川県職員分を出さなければいけないという形になっております。こちらについては24億円と見込んで、これは増額分でございます。合わせまして76億円の負担の増になると見込んで、予算上では計上させていただいてございます。

行田委員

その負担分というのは、3,000円の部分というのはあくまでも国が負担しますから、所得制限が撤廃された部分と、公務員部分ということで76億円。地方にとってはよく言われましたけれども、だまし討ちのような格好で約束と違うじゃないかという話だったわけですが、執行負担の増加に対して国の措置はどのようなになっているのでしょうか。

財政課長

ただ今増額になった部分ということでございますけれども、国は今回、子ども手当及び児童手当地方特例交付金という交付金を創設しまして、そこで予算額2,337億円を措置をしております。実は、子ども手当については初めてですけれども、児童手当についての地方特例交付金というのは、これまでの制度でもございました。そこに今回の拡大分というもの、これを含めて2,337億円ということでございまして、実はそのうち神奈川県としましては、ただいまの76億円の増に従来分、そもそも児童手当の交付金として今までの制度で交付されていたものを26億円程度見込んでおりますので、合わせて102億円ということが神奈川県として必要な額であると思っておりますので、こちらについては今回歳入に予算計上させていただいた上で、国に対しては、神奈川県としてはこれだけの負担が出てくると見込んでおりますから、当然予算計上して、この分は確実に交付をしてもらいたいと申入れもしております。

行田委員

交付金で来るということなので、きちんと来るとは思いますが、新たな制度の創設に伴いまして、県、市町村にとっては新たな事務負担が生じると思われませんが、どのような措置が必要でしょうか。

財政課長

今回の仕組みの中で、特に事務負担が生じますのは市町村でございます。市町村は基本的に児童手当電算システムでいろいろと受給者なりの把握をしておりますけれども、対象が変わりましたので、そのシステムを改修しなければいけません。また、受給者の方がこれまでよりも多くなるわけですから、申請書などを出していただくための案内を送付するとか、広報とか、新たな事務がかなり発生してまいります。こちらにつきましては、国の方では、全国ベースでございまして、この経費としまして準備のための経費123億円、これを平成21年度の2次補正予算の中に計上して、今現在、市町村に対する交付手続を進めているとは伺っております。また、そのほか広報経費ですとか、最初に、初年度として受給者が拡大しますから、その事務費などについては、ただいまの123億円以外に164億円ほどが平成22年度の国の予算に計上されております。

なお、神奈川県、いわゆる都道府県についてでございますけれども、広域的な立場から、例えば県のたよりですとか、そういうところで新たな制度の周知というのは必要になるかと思っておりますけれども、今、国の見込み、また本県の保健福祉部などにも確認させていただいておりますが、特段、神奈川県として必要となる事務というのは、ただいま申し上げましたような、事務費としてカウントするほどのものは特に見込まれないだろうと思っております。

行田委員

分かりました。とりあえず、平成22年度というのは世の中的にも、今は確認の意味で聞いたものですから落ち着いたわけなのですが、問題は平成23年度なんですね、これがどうなるのか。子ども手当が満額支給となります平成23年度に向けては、その費用負担等の在り方について地域主権戦略会議等で議論することとされていますが、消費税、住民税の扶養控除廃止などに伴います国民の負担増との関係が焦点になろうと思います。

平成23年度以降、倍額支給するための財源が確保できないと、実質増税で負担増になる世帯が多いということが、今の段階で議論がなされています。政府は子ども手当の半額支給、毎月1万3,000円ですけれども、この4月から実施した上で、所得税は平成23年1月、住民税はその次の年の6月に、扶養控除の一部をそれぞれ廃止すると。そのため、来年度は増税の影響は少なく、対象世帯では年収にかかわらず恩恵は大きいわけですが、その次の平成23年度、これは実質的な増税が本格化するわけですけれども、給付と負担の関係というのは非常に不透明。民間のシンクタンクの試算でも、財源額が確保できずに、平成23年度以降も半額に据え置いた場合、低所得世帯では控除と児童手当の交付による負担増が、子ども手当の給付を上回るケースが出てくるという試算をされているわけなのです。

これはある意味といいますか、地域主権に逆行するようなこの動きに対しては、機を逸することなく地方からしっかりと声を上げてかなければいけないだろうと思います。また場合によっては、こうした不透明なことをやられてしまうと、本県など地方自治体に対する負担を要求してくる可能性は非常に高いと私は思っているのです。ですので、こうした不透明な状況に対して、当局としてどのようにお考えなのか、お伺いしておきたいと思います。

広域行政課長

ただいま委員お話しのとおり、子ども手当は平成23年度以降本格実施ということで予定されてございますが、政府におかれましては、扶養控除の廃止に伴う住民税の増税分、これを財源に充てるということも検討するということがされてございます。本格実施というときにそういう制度になれば、負担が恒久化されるということも懸念されると、こういう状況でございます。

もちろん御案内のような経緯で、地方はこぞって反対をしているところでございますが、最終的には国会は国の唯一の立法機関になりますので、負担なり、その制度の枠組みというのは、いかに地方が反対しようとも、国会において決めていただくことができってしまうわけですが、こうしたことが度重なるようでは、絶えず勝手に財布に手を突っ込まれているという形になってまいりますので、地方分権だとか自治財政権ということは成り立たないわけでございますし、考え方によっては、憲法の保障しているはずの地方自治の何たるかということも、空洞化しかねないという状況にあると考えてございます。

その辺につきまして、知事の考え方等もありますが、本県では専門家による検討会議を設置して、まず課題や問題点等を専門的な立場からも御議論をいただいた上で、そういった御意見も参考にしながら総合的に判断して、国等に対して要請なり、対抗なりをしていく必要があるというところでございます。

この点は、先日の本会議でも知事から答弁があったところではございますが、当局といたしましても、そういう先生方、外部有識者の御意見等も頂き、また国の動向等も注意しながら、あるいは全国知事会などでも非常に懸念をしておりますので、地方が一体となって、政府と地方六団体が一体となりまして、明日、閣議決定で、国と地方の協議の場の設置法案等ということで設置される見込みになってございますので、そうした場を通じて積極的に働き掛けができるように取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

行田委員

要望です。地域主権であるとか、地方自治であるとか、そういう言葉がある一方、こういう話があるというのは、やはり大きな矛盾だと思うのです。こういうところは当局の皆さんに当事者として、断固たる対応をしていただきたいと。これは県民のために、本当にお願ひしたいと思います。

続きまして、収入未済金の削減に向けた取組についてお伺いをしたいと思えます。

平成21年度末におけます県税関係及び警察本部所管分を除きました一般会計及び特別会計の収入未済金は、前年度比で2億円以上削減される見通しになっておりまして、こうした努力については評価するところですが、なお39億5,200余万円もの収入未済金が見込まれております。まじめに納付されている方がいる一方で、支払に応じない者がいるということは、公平公正の観点からも大いに問題だと思っております。

そこで、何点かお伺いをしたいと思えますが、まず先ほど申しました平成21年度収入未済金39億5,200余万円、主な債権の内訳をお伺ひしたいと思えます。政策総務課長

平成21年度末におきます収入未済金の見込み額で、1億円を超えている債権は七つございます。金額の大きい順に申し上げますと、一つ目が県営住宅家賃収入、約14億8,000万円、それから母子寡婦福祉資金貸付金返納、10億4,500万円、以下、2億円台ですけれども、中小企業高度化資金貸付金返納、高齢者居室等整備資金貸付金に係る返納金、それから特別母子福祉資金貸付金返納。以上が2億円台でございます、高等学校奨学金資金貸付金返納、1億1,400万円、児童扶養手当返納金、1億400万円といったような状況でございます。

行田委員

今のお話で、39億五千数百万円のうち、県営住宅と母子寡婦福祉資金貸付金、これを両方合わせて約30億円。この二つが非常に大きいと思えますが、この収入未済金を削減させるためには、まずは発生させない仕組みというのが非常に重要だと思うのです。よくある話ですが、例えば貸付けを行う際に審査を厳しくする。また、回収をしなければいけないとなった場合には、回収費用も含めて請求しますよという、こうしたことも必要なのではないかなと思うのですが、この辺はどうでしょうか。

政策総務課長

まず、新規発生の抑制ということがあろうかと思えます。まず発生しないということ、これは委員御指摘のとおり、貸付金とかそういったものについては、県の貸付金、奨学金、これは生活保障ですとか教育を受ける権利の保障とかい

った施策の目的がございませけれども、同時に、貸付要件だとか審査方法が適切なものとなっていることが必要と思われま。そういったことで、収入未済金発生未然防止につながっていると思いま。

それから、また、抑制につきましては、貸付け時に債務者に対して返還の意識付けを徹底する。それから償還の際にも、償還開始のお知らせとか償還予定表を送付して、改めて返還についての明確な意識付けを行うと、そういったようなこともございま。

今年度から、全庁の会議で債権管理適正化推進会議というものを設けてございま。各部局に対しまして、新規発生抑制に向けた取組を進めてまいっておりますけれども、今後ともこういった現在の貸付要件、あるいは審査方法が適切なものとなっているかどうか、改めて点検するように働き掛けていきたいと思いま。

行田委員

今おっしゃったことは、そうであるとは思いますが、権利の保障という話のある一方で、やはり果たすべき義務があるわけなのですね。これは決して無視はできないと思いま。確かに大変な方もいらっしゃるって、真に大変な人は救わなければいけない。これは社会のセーフティネットだろうと。しかしながら、まともに頑張っている人たちにとっては、理由なく払わないということがあつては、やはり社会の公平性という意味では非常に大きな問題ではないかと思いますが、平成21年4月に収入未済金対策部門というのも設置され、直接回収等に取り組んでいらっしゃるのですけれども、今年の実績で見ますと、その回収率というのが所管部局から引き継いだ債権の10%程度なんです。その多くが未回収となっているのです。どこまでやるかというのはありますが、これはどのように取り組んでいかれるのですか。

政策総務課長

対策部門で引き継ぎました債権の回収率は、お話しいただきましたように金額ベースでは10%でございませけれども、人数ベースでは約半数の方から納付をいただき始めていると。これは経済状況にもよりまして、分割納付の債務者の方が多ということ、今後とも引き続き継続して納付いただけるように取り組んでおるところです。ただ、委員の御指摘にありましたように、これまでも特段の事情がなく納付をいただけていない債務者に対しましては、公平性確保の観点から、裁判所関与による支払督促の実施など強い姿勢で取り組んでおるところでございま。

こういった支払督促のプロセスの中でお返しいただいている方もかなりいらっしゃるわけですが、今後、強制執行が可能となった債権につきましては、給与の差押さえなど強制執行の活用を図って臨んでまいりたいと思っております。こういった当課の回収部門での取組を各部局に今後フィードバックしていくことで、全庁の収入未済金削減に向けた取組について強化を図ってまいりたいと思っております。

行田委員

要望ですが、公平性の確保という観点から、収入未済金の削減というのは大変重要な問題だと思っております。収入未済金の削減に向けて更なる踏み込んだ

取組を続けていただきたいと、要望を申し上げておきます。

続きまして、総務部関係を質問させていただきたいと思うのですが、まず、残業ゼロ革命についてお伺いしたいと思います。これにつきましては、私、この世界、県庁に来ましてから、まずどういう仕事をされているのかなと思い、いろいろ勉強させていただきましたが、本当に夜遅くまで頑張っている人がいたりとか、この仕事は本当に必要なのだろうかという疑問を持ちながら見させていただきました。

一昨年の本会議の一般質問で、知事に質問させていただきました。残業ゼロというよりも、むしろ仕事の改革をすべきなんじゃないかなと。非常に丁寧な書類が回ってきたりとか、これを作るのに一体何人の人がどれだけの力をかけてやるんだろうと思うものも結構あります。そのときに知事に申し上げたのは、こんな資料を作っている暇があったら、もっとほかの仕事をしろというぐらい知事がやらないと、仕事というのは変わりませんよということをおっしゃったんです。そのときに知事がおっしゃったのは、抜本的に見直すのだということをおっしゃって、その後、残業ゼロ革命という言葉が使われたわけですが、どこまで進んでいるのか状況を確認していきたいと思います。まずこの報告資料での、県庁改革の取組状況ということで21ページに残業ゼロ革命、これは榎並委員が昨日、質問していらっしゃいましたけれども、ポイントがいろいろ書かれています。要するに、スケジュール的なものがないので、37ページには関連するところが少し書いてありますが、このゼロ革命のスケジュール、今後どうやっていくのかということをお伺いしたいのですが。

行政システム改革推進課副課長

昨年の8月に知事からの指示に基づきまして、庁内のプロジェクトチームを設置いたしまして、残業ゼロ革命に向けて検討を進めてきたところでございます。10月13日には、知事が残業ゼロ改革を宣言いたしまして、この4月から改革を実施すると、このような形で取り組んできているところでございます。

現在、12月から2月末まで8所属で試行を実施しておりまして、その取りまとめをしているところでございます。また11月には、職員の方々から残業ゼロに向けての自由な意見募集を行い、やっちはいけない仕事のやり方の事例集として取りまとめ、庁内で発表したところでございます。その他、全庁の照会リストの調整など、具体的な業務について見直すべきという意見も上がっております。私ども行革課も、そういうデータ調整、全庁照会等いろいろやっているものですから、行革課の仕事も見直せというような意見を頂いたところでございます。こういう御意見については、所管所属において今検討に入っているところでございまして、3月上旬には取りまとめるという流れになっております。

こうした本格実施に向けた準備を行っておりまして、庁内すべてに対しても残業ゼロに向けて計画を策定し、計画策定の調整については、これまでも機会があるごとに庁内のホームページ等でアピールしてきたところでございます。こうした計画の策定を正式に通知いたしまして、3月末には残業ゼロ革命の取組の方向性を議論し、取組状況の進行管理を行い、検討会議の推進本部というようなものを外部有識者に御参加いただいて立ち上げまして、4月からの本格実施という形で進めていきたいと考えております。

行田委員

今日は課長が出張でいらっしゃらないので、お答えできなかつたら上の方にお願いしたいと思いますが、今、スケジュールをお聞きしました。途中でもいいのですが、どこかで一回区切って、残業ゼロ革命はここまで来ましたよということをきちんと報告すべきだと思うのです。内容についてはまた後でお聞きしますけれども、これはどこで一回区切るのでしょうか。どこで報告をしてもらえるのでしょうか。この残業ゼロ革命というのは。

行政システム改革推進課副課長

現在は試行という形で2月まで行っておりますので、2月までの試行の実施の状況を取りまとめまして、その結果を記者発表するとともに、議会の皆様にも早速御報告させていただきたいと考えております。

行田委員

結果というのは、残業時間が何時間減ったとか、そういうことですか。

行政システム改革推進課副課長

試行の結果でございますけれども、12月に1回、1箇月分の試行の結果を記者発表しています。その際にもこの程度残業時間が前年度比で減ったということとともに、こうした効果的な取組により残業時間の削減に取り組んだということ記者発表させていただいたところでございます。

行田委員

仕事の中身を変えて残業時間を削ったというお答えだというふうに、今受け止めました。

残業ゼロ革命、この言葉の定義についてお伺いしたいのですが、そもそも革命というのはどういう意味ですか。これは基本的な質問です。

行政システム改革推進課副課長

残業ゼロについて革命ということですが、県庁の文化を含めて見直しをしていくということで、抜本的な見直しという意図を込めて、知事がこういう形で制定させていただいたものでございます。

行田委員

知事がおっしゃって、結構ぱっとひらめいたというものかもしれないのですが、革命という言葉は非常に重くて、これは私、辞書で調べたのですが、大きくは被支配者階級が支配階級を倒して国家権力を奪いとり、政治経済などの社会構造を根本的に変革することと書いてあるのです。さらにもう一つ、2番目のところに書いてあるのが、物事が社会生活に重大な影響をもたらすほど、急激に発展、変革することが革命だと書いてあるわけです。今回の残業ゼロ革命が県庁の文化を急激に発展、変革することにつながるのかどうか、私は、非常に疑問なのですけれども、この革命という言葉が皆さんはどのように受け止められているのか。それぐらい県庁が大きく変わるんだというぐらいに受け止めて、これをやっているのかと。もしそうだとしたら、こんな21ページなどに書かないような気がするのですが、どうでしょうか。

人事制度・業務プロセス改革担当部長

残業ゼロ革命をどの程度受け止めているのかと、どういう姿勢で進めていくのかというお尋ねだと思います。私も委員のおっしゃるとおり、革命というの

は国家の場合におきましては、ある階級と申しますか、ある階層と申しますか、政治権力が移って、その結果として、今の定義には盛り込まれておりませんでしたけれども、国民生活が様変わりをするというような内容だと理解していません。

今回、残業ゼロ革命という名称を使わせていただきましたのは、県の仕事を明確に変えていき、そして仕事の仕方が変わることで職員的生活も変わっていくと、こういうところを目指しておりますので、大きく変えるというところにねらいがあると。その際に、何を考えて進めていくのかということが非常に重要になってくると思います。県の仕事において、県民サービスの向上は目的であり、使命でございます。今までの仕事を見直しをしまして、本当にその方法しかないのか、ほかにもっといい方法がないのか、これを職員のレベルで考えれば、張り合いを持って仕事をするにはどうしたらいいのか、そういうことを進めていく。

そのためには、必要なことは二つございまして、組織としての統率を保ちながら職員の主体性を確保していく。上司の方から命令をしても足りないと思いますし、職員の方が独り決めに決めるわけにもいかない。職員は仕事の方法を工夫し、上司の方は組織の行き先を示す。この共同作業の中で、ふさわしい仕事の方法を見だしていく。そのように、仕事の仕方を大幅に変えていくと、このような取組が是非必要だと私は思っております。その際に、ワークライフバランスにも配慮をしておりますが、職員は私生活で心配事を抱えていたら、職務に専念しようにも心配が沸き出してしまうと。公務におきまして、職員の懸念を解消するわけにはまいりませんが、少なくとも工夫をして仕事に専念ができるような環境を整えていく。

また今回、県庁改革、人事制度改革の一環として取り組んでおります、本庁組織の見直しでは、意思決定の迅速化、責任性の明確化、そしてコミュニケーションの強化、先ほど申しましたように、この仕事をどこに向かってどう進めていくのかということを考えてときには、やはりコミュニケーションが大切であると。さらには、1年間、どう仕事を進めていくのかということを考えますと、年度途中での柔軟な執行体制の変更も必要になってくる。そうなりますと、県の仕事を大幅に変えていく取組であると、そのように認識をして努力をしていきたいと思っております。

行田委員

人事制度・業務プロセス改革担当部長には本当に陣頭指揮を執って、あっちこっち歩いておられたなと思うのですが、少しまた下世話な話と申しますか、現実の話に戻りたいと思うのですが、今日はいらっしゃらないですけども、前回の榎並委員の質問に対する答弁を聞いていて、担当者が仕事を分析してとか、残業時間が何時間減りましたとか、こういう答弁だったんですね。本来そういうものではないと思うのです。本当に今おっしゃったことがきちんと県庁の中に息づいているならば、こんな仕事のやり方を変えました、これをやめましたと言わなければおかしいのです。にもかかわらず、この間の答弁を聞いていて私が思ったのは、これは行政改革の初めのターゲットというのは、行政システム改革推進課というこの課をつぶした方が一番早いのではないかと思います。

たのです。それが一番の行革じゃないかと、本当に思いました。

知事は、抜本的に改革すると言っておきながら、その答弁はないんじゃないかなと思ったのです。知事は言うだけかもしれないですが、やられるのは皆さんですから大変なのかもしれない。先ほども言いました、一般質問でも大きく取り上げたのですが、最も危ぐしていた事態が今起きていていると思っています。言葉だけが先に行っている。

一般的な話ですが、いい組織のリストラというのは、あるいは組織の改革というのは、仕事を見直して残業時間を結果として変えていくというのがいい組織だと思うのです。先ほどの話を聞いていると、悪い組織の例なんですね。悪い組織の例というのは、しわ寄せをするだけなんですよ。目の前をきれいにして、何か知らないけれども端にいる人は大変という、こういうことになっているのではないかなと。残業ゼロという言葉が仕事をつくる、目先をきれいにするだけで抜本的には何も変わらない、これは最悪のパターンです。そうなっていないかというのが非常に気になるのですが、残業ゼロを目指すということは、また減らすということは、仕事のやり方を変えることなんだろうと。思い切ってやめる勇気を持つということだと思うのですが、職員の意見を聞くのもいいのですが、まずは課長とか、そういう上司が残業の原因を分析する。この間の答弁みたいな話じゃなくて、担当がどうこうじゃなくて、上司が自分のところの課の仕事がどうなっている、何がいらぬのか、そういう分析をすべきだと思うんですけれども、どうでしょうか。

行政システム改革推進課副課長

今、委員のお話がありましたとおり、残業の原因の分析でございますけれども、職員それぞれが個々の業務について分析するというのも重要だと考えております。しかしながら、それだけでは把握できない課題もございますし、仕事全体で対応を図っていかなければいけないかなと、こういう重い課題もある意味でございます。そうしたことから、委員のお話がありましたとおり、課長等自らが残業の原因を分析し、しっかりと受け止めていくと、こういうことが必要と考えております。

行田委員

やってください、是非。やってください、それは本当に。それが先だと思えますよ。少なくともそういう人が評価をされなければいけないですよ。例えばカエルバッジでしたか、バッジを作ってみたりとか、事例集を作ってみたりとか、残業ゼロという掛け声が新しい仕事をつくっているんですよ。最悪です、これははっきり言って。試行の結果、平均残業時間が減ったことを把握しても仕方ないんですよ、これは。全然意味ないです。本当の結果の中の結果ですから。何ら変わらない、中身が変わっていない、時間外勤務のゼロは結果であって、仕事のやり方を変えるというのが目的だと思うのです。先ほどおっしゃっていましたが、試行を実施しているところがあるということですので、試行を実施している所属の取組内容を伺いたいのですが。

行政システム改革推進課副課長

私ども、行政システム改革推進課でも試行を実施しておりますので、当課の取り組んだ内容のうち、効果的なものをお話しさせていただきたいと思えます。

例えば、先ほども申し上げましたが、全庁調査というものも、いろいろ私どもやっております。その調査内容の簡素化を図ったり、それから資料を作る前には簡単なメモで上司と打合せをします。そうした打合せについても、班長、課長、副課長、それぞれが一堂に集まって一遍で終わらせるという取組を進めているところでございます。その他、内部の打合せ用の資料についてもできるだけ簡素化を図るという取組を実施したところでございます。

人事課長

私ども、人事課の残業ゼロに向けた試行の主な取組ということで御披露させていただきますけれども、まず一つ、所属の中における情報の共有を徹底しようということで、今までですと紙ベースでいろいろとコピーして配るということもやっていたわけですが、それをできる限りメールを活用し瞬時に情報を共有しようということを率先してやっております。

それから今の時期は、具体の人事異動等作業に入っておりますけれども、短時間で膨大な作業が発生するわけですけれども、その作業分担を見直しまして、作業量が偏らないように、できる限り一人一人に平準化しようということで、全体の作業効率を高める努力をしております。所属を担当する部担当という者を置いて、部担当が主に仕事をしているわけですけれども、部担当だけではなくていろんな職員が個々に集まってもらって、作業を平準化するような取組を今年度はしていただいております。

それから、来年度からチーム単位で仕事を進めていこうということをご希望でございますけれども、あるグループでは、主任、副主任という形ではなくて、チーム全体として仕事を進めていこうということで、現在取組を進めてもらっています。お互いに補完し合いながら業務を進めて、効率化を図ることをやっています。

それからあとは、変わったところとしましては、集中タイムの取組ということで、業務の執行に集中する時間を設けて、その時間内は打合せを行わない、あるいは電話等もできる限り、急ぎでなければその職員に電話を与えないで、その当該職員が集中できる時間を確保して効率化していこうという取組をしています。こうした具体の取組は、当然職員一人一人のレベルでございますけれども、施策事業そのものの仕事を抜本的に所属長、課長クラスで見直ししていくという視点では、例えば人事課が行っています幾つかの全庁共通的な事務についても、来年度以降に抜本的に見直しができるものがないかどうか、現在精査しているところでございます。私どもといたしましては、これまでの仕事を当然のものとして、残業ゼロ革命を一つの契機として、抜本的な仕事の見直しということにも取り組んでまいりたいというところでございます。

知事室次長（調査担当）

知事室は大体秘書の仕事、それから叙勲などの管理賞賜の仕事、それから調査の仕事、大体この三つを行っておりますけれども、秘書の仕事の中では、知事、副知事に随行という形で当番に当たっている者以外は、なるべく定時に帰るということを徹底しております。

それから、叙勲の仕事でよく市町村等と打合せがありますけれども、ヒアリングという形の調整をやめまして、書類審査でまず徹底的にやると。それから、

市町村との連絡に当たっては、差し支えのないものはなるべくメールを使うなどして合理化をしています。

それから、調査班は非常にたくさんの資料を作るところでございまして、委員からお話がありましたけれども、特に知事、副知事向けの資料になりますと大変丁寧に作る傾向がございまして、減量化、簡素化ということで項目を減らし、資料の枚数を減らす、それから記述も簡単にする、それから既にあるものを使い回すといったような工夫をしております。

それから、室全体としまして、県庁全体ですけれども水曜日はノー残業デー、金曜日は知事室のノー残業デーであるということで声掛けをしております。

それから室長、あるいは主幹クラスが自分のスタッフに、今日は早く帰れと、何もないはずだから早く帰れといったような声掛けを徹底することによりまして、それぞれ一人一人の担当が時間内に終わるためにどういう仕事をこなしていくか、仕事を見直さなければいけないか、そういう気持ちを起こさせるようなこともやっております。

今、試行中ということもありまして、こういったことを詰めております。

総合政策課長

総合政策課といたしましては、どのような仕事のやり方を行えば残業時間を減らすことができるのか、そのためには時間外勤務の発生原因と、その対応を明らかにしていくことが必要だろうと、その点を主眼として取り組んでおりました。そのため、職員がやむを得ず時間外勤務を行うときには、その内容、発生の原因、それから改善方法、これらをそれぞれシートに書き込み、入力をしていくような形で、やむを得ず発生する時間外勤務の原因をまず明らかにしていこうという取組をしてまいりました。

また、仕事のやり方という点では、全課体制でやはり仕事は取り組んでいく。それによって時間内の会議をしたいということから、課内での資料についてはできる限り削減し、口頭で報告をする。また、資料修正については手書き対応をする。

それから、私どもの課は非常に課内での打合せ等も多い課でございしますが、その課内打合せについては午前中に時間を設定し、その場で課としての判断を出す、そういった工夫もしております。そうした取組によりまして、発生原因の把握等も含めて、今後分析をしたいと思っております。

さらに、私どもの課は全庁的な政策調整の場面が非常に多くございまして、そうした全庁的な調整について抜本的に見直しをしていきたいということで、来年度に向けての検討もさせていただいたという状態でございます。

行田委員

今のお話を聞いて、前向きに変えていこうということが伝わってくるころもあれば、電話のやり方を変えましたとか、紙を減らしましたとか、何か会議のどうのこうのとかという話がありますが、これが革命なんですか。これは革命ではないと思うのですが。

人事制度・業務プロセス改革担当部長

先ほど私が申し上げました残業ゼロの考え方は、組織を通じて各部に伝えますとともに、直接職員にも訴えていく。また、県庁改革や人事制度改革のプラ

ンを職員に伝える会議の場でも、本庁組織の見直しや、また残業ゼロの目的についてお話をしております。しかしながら、この抽象的な話だけでは空回りをする心配もございます。そのためには、それを具体化する方法、例えば、今日何時まで仕事をしないといけないと自らは思っているのか、それを明確にし、上司はその必要性を認識する。もしかしたら方法が間違っているかもしれない、そのときには必要な指導をする、そのような具体的な手立てと相まって実現が図られるものと思っております。

初めての取組でございますので、今年度試行を行いました。試行を行っているときに 100 点の結果が出ればそれに越したことはございませんが、多くの課題が出てきたと思っております。さらに新年度、全庁展開をするときには、今、予想さえしなかった課題が出てくると思っております。そのような課題の一つ一つ取り組みまして、さらには冒頭、委員からお話のありました情報のフィードバック、県の組織は部ごと、課ごと、所ごとに責任体制をつくっております。そして、自らの仕事に誇りを持っております。だったら情報をフィードバックして、その仕事でいいのか、そのような側面からの応援ということも含めて、多くの方法を活用しながら全面展開をしていかないといけないと思っている次第でございます。

行田委員

抽象的なものではなく具体的なものにする、これはもうその通りだと思えます。しかしながら、今おっしゃったことというのは、確かに部長のお気持ちはすごくよく分かるのですが、具体的にそれがどうやって実現できるのかというところが非常に不透明なんです。やはり結果をしっかりと出してもらいたいなと思えますし、残業ゼロ革命とまで言い切っているわけですから、残業ゼロというのがあっても、これは結果であって、そのプロセスにおいてどういう物の見方をするか。今の皆さんの御答弁を聞いていますと、残業ゼロに近づけましたとか、そういう話なんです。残業を減らす、時間を減らすということばかりを考えているわけですね。そうじゃなくて、革命を起こす、抜本的に変えるというのであれば、仕事をこんなふうに変えましたという、そういう人を評価しなければいけない。今だと、残業ゼロをできた管理者は評価しますよと。うまいこと早く帰っちゃうとか、そのしわ寄せをしたという人だけが評価される形になってしまうのです。そうじゃないでしょうと私は言いたいのですが、人の評価の仕方、仕事を変えた人、仕事をやめた人、こういう人を評価すべきだと思うのですが、いかがですか。

人事制度・業務プロセス改革担当部長

委員おっしゃるとおり、今回の取組は人事評価にも重要な要素があると思えます。御心配いただきましたように、仕事から逃げる人間が評価をされるようなことはあってはならないと思っております。現在、人事評価の仕組みでは、どのように県政に貢献をしたか、抽象的に申し上げればそういう言い方になってしまいますけれども、意欲、能力、実績の各要素で分析をするようにしております。また、その中には、効率的に仕事を進めてきたかという要素も盛り込んでございますが、どれだけ仕事を変える努力をしたのか、また結果として変えられたのか、そのような観点で更に明確にする必要があると思っております、現在

検討をしているところでございます。

大事なことは、仕事から逃げない、そして努力したことを的確に評価をする、そして結果につながっていなかったからその改善策を検討する。先ほど申し上げましたように、所属長一人でできることではございませんが、判断と責任は所属長の仕事、実際の実務は職員の主体性に基づいて自分で方法を工夫すると、このような基本的な枠組みの中で一層、的確な評価ができるような人事評価に改める必要はあると思っておりますので、そのように努力をしていきたいと思っております。

行田委員

全部分かりましたというわけでは、全然ないのですが、要望させていただきましても、いずれにしても残業ゼロ革命と、もうネーミングを打っているわけですから、とにかく結果を出さなければいけないわけですね。そのための具体的な結果が出るように、また適宜、これは是非報告してください。何をやめましたかを。仕事をやめない限り、革命なんか起きないんですよ。改善と革命は全く違いますから。今のお話はほとんど改善なんです、改善の域を出ません。改善ではなくて革命なんだったら、それだけ仕事をやめて、そしてまた新たな県庁の仕事のやり方をつくってってもらいたいなと思います。この質問を終わります。

続きまして、ICT部門の業務継続計画（案）について質問させていただきます。

これも説明がありましたし、答弁もいろいろあましたので、幾つか質問させていただきます。業務を遂行するために予算は非常に重要だと思いますが、どの程度の費用を要するのか、概算で結構なので、まずお聞かせいただきたい。

情報システム課長

計画に対応する対策の事業費でございますが、将来にかかわる全体の対策経費については、個別のシステムの増強等がございますので、これからその内容や実施時期等を検討していただくものもございますので、全体を把握しているわけではございません。私ども、情報システム課が運営している情報基盤並びに、全業務で共通的に必要な情報システムのうち、当課が所管する電子メールと所属サーバファイルの共用システムに係る事前対策、これについてあらあらの経費を試算したところでございます。

それによりますと、平成23年度以降の将来の対策経費につきましては、庁内のネットワーク回線の二重化や外部のセンターとの間のデータの常時バックアップ、全所属のファイル共用のデータのセンター集約化といった、かなりコストのかさむ対策が入っております。これらに対する経費は、おおよそでございますが、構築の経費が1億6,000万円かかるほかに、構築後の毎年度の運用経費、回線使用料や機器の使用料などが現行の7億円に対しまして18億円かかるということで、11億円ほど増加するという結果が出ております。

行田委員

今の話というのはBCPの業務継続計画の話なので、そのように進むのだと思いますが、少し観点を変えて広く見たいんですけれども、今まで議論してき

ました住基ネットのシステムや、また県庁のシステム化の促進は、業務を改善していく中で間違いなく必要になってきます。電算化の拡大、ICT部門の予算拡大は恐らく避けられないと思います。それはやはり認めていかなければならないところが多々あると思うのですが、そこで二つの観点からお伺いしたいと思います。今回の計画もそうですが、ICT部門を継続的に発展させていくためには、人材と予算という二つが大きなキーワードとして出てくると思います。

まず、人材についてですが、民間の専門家とコミュニケーションできる能力を持ったスペシャリスト、これを計画的につくっていかなければいけない。3年に一回の人事異動とかでは、恐らく世の中についていけない。今回の報告書を見ますと、例えば新型インフルエンザ対策であるとか、大地震に備えるとか、そういう観点から人をつくっていくというものです。神奈川県庁のように大きな予算を持ち、そして社会的にも大きな責任を持つところから言いますと、サイバーテロの恐怖というのは常にあると思うのですね。そうした観点から、スペシャリストを常につくり続けるということが必要なのですが、専門人材の確保についてどのようにお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

情報システム課長

情報化に関する専門人材の考え方でございますが、ITの急速な進展がございまして情報システムの開発要員ですとか、運用要員に対して求められるスキルというのは年々複雑化しておりますし、その範囲も拡大しているという状況でございます。委員おっしゃるように、これらに対応する人材を育てるには、通常の人事ローテーションよりは長目の年数で、きちんとしたステップを経て育てるということも非常に大事なことになると思っております。

現在、人事制度改革の中で導入するキャリア選択型人事制度におきましても、選択できる職務分野の一つといたしまして、こうした情報関連の分野をお認めいただきまして、その検討をしているところでございます。こういった専門人材の育成に当たりましては、ただその専門的な知識が必要というだけではなくて、関連する委託業者との間に立ちまして、業務部門のニーズも踏まえて十分な調整の役目を果たすということが、ICTの人材という面では一番重要な意味がありますので、単に年数を長くするというのではなく、いろいろな業務部門も含めて経験を積む形で、一つずつステップアップをしていくという形で育成を考えてまいりたいと思っております。

行田委員

この件については要望ですが、本当に総務部の方での人事になると思いますが、ICTの人材というのをきっちり育て上げておくということは、今後の世の中の流れについていくというか、リードしていかなければいけない立場だと思いますので、よく御検討いただきたいなと思っております。

また一方、質問で先ほど言ったことですが、予算は、本当に厳しい状況であるとは思いますが、具体的に中長期的な予算計画をICT部門は持つべきだと。今はBCPの話ばかり出ていますが、やはり全庁的なICT化、電算化ということ視野に将来像を持たなければいけないと思います。全部すぐできるというわけじゃないと思いますが、こうした県庁にしていきたいんだというイメー

ジを持つことが大切だと思います。日進月歩で進んでいる技術ですから、その費用はどんどん変わっていきます。私はもっとICT化に注力というか、お金を投入すべきではないかと思うのですが、その点についてどうでしょうか。

IT担当部長

先生がおっしゃるとおり、ICTの部門は日進月歩の技術の進歩がありまして、道具としてのICTが、仕事のやり方を変えるとか、新しいサービスをお届けするために活用するというようにどんどん広がっております。それだけの投資が必要だということになるわけですが、一方で厳しい財政状況等もございます。そうすると、本当はやりたいけれども、決して全部ができるわけではないということで、それぞれ工夫をしながら進めていくということになります。

現在、私どもが取り組んでおりますのが、情報システムの再編整備という事業がございます。これはいろいろな意味合いがありますが、ばらばらにサーバ等へ入れてやっていた仕事を、サーバ等を集めて運用を統合することによって効率化を図っていくような仕事をしております。これについては試算をいたしまして、何年かで計画を立てて、その中で採算がとれるようなことを考えております。それ以外にも、単に無駄を削るということではなくて、お金の投資先をどうするかという、むしろ経営的な考え方の中で、少し金額を切り詰めた形で整理をして、それを新しいものに振り替えていくような工夫をしながらやっていく努力をしております。

行政情報推進指針というものがありまして、これは来年度まで、何年間かのお金の試算を踏まえながら、今進めているわけでございますけれども、また新しく作り直すということもございます。そういう中で、大体5年に一度ぐらいは新しい技術を入れながら何ができるかということを整理して、計画的に進めていきます。そのときに、先ほど少し課長の方からも答弁させていただきましたが、技術的に何を習得すればいいかなど、人をつくるという観点も併せて、整理しながらやっていく。できるだけ良い技術を効率的に生かしながら、県政の発展に寄与していきたいと考えております。

行田委員

要望でございますが、先ほどの行革の質問もそうですけれども、本当に、このIT化というのは、行革の大きな武器になると思いますし、人材の継続的な育成、そして何といたっても予算をしっかり盛っていく、むしろ拡大していくような気持ちで電算化、IT化を進めていただきたいということを要望しておきたいと思います。

続きまして、条例見直しについてお伺いしたいと思います。

今回、条例見直しに関する要綱に基づく条例の見直しについての報告がありました。これによりますと、2年間で見直しの対象となった条例については、ほぼ見直しが終わったと思います。この条例の見直しの仕組みによって、大きな条例について廃止又は改正を行うことになったわけですが、例を挙げて言いますと、平成19年に制定された神奈川県職員等不祥事防止対策条例があったにもかかわらず、今回、不適正経理問題が生じてしまった。こうした事態を見ますと、この条例にどれほどの実効性があったのか、甚だ疑問であると感じております。

そこで、一般論として、条例には当然、実効性が伴わなければならないと思うのですが、今回の条例見直しの中で、実効性がない条例についてきちんと見直しが行われているのか、まず確認させていただきます。

法務文書課長

今回、要綱に基づいて見直しをしているわけですが、その要綱の中に、要綱の見直しの視点ということで五つの視点を盛り込んでございます。具体には、必要性、有効性、効率性、基本方針適合性、適法性この五つの視点から検討するということですが、特にこのうち有効性の視点が、委員御指摘の条例に実効性があるかどうかという視点になるかと思いますが、特にこの視点で見直しをしているところでございます。

具体的には、見直しの対象となった条例の目的とか、あと解消しようとしている課題、こういったものに対してそれを達成するための手段が、必要かつ十分な効果を発揮することができる合理的な内容になっているかどうかを検証していくということになってまいります。

そして、その条例に実効性が伴うか否かにつきましては、法規である条例の提出にかかわります非常に根本的な問題でございますので、五つの視点の中の非常に重要な視点であると考えてございます。

したがって、私ども条例をチェックする担当部署といたしましては、この五つの視点、とりわけ有効性の視点に重きを置いて、各課を指導、助言してまいりましたし、各課も私どもの意向を踏まえて見直しをしておりますので、今回見直しをした条例につきましては、その条例の目的や課題に応じて、有効性の視点については十分な見直しがされたと認識してございます。

行田委員

神奈川県職員等不祥事防止対策条例も、そういう視点から整備をしたと思うのですが、しかし、不適正経理問題が出てしまった。これに対して、だれがどういう責任をとるんだということが問われると思います。ですので、そういう視点は絶対に忘れないで、今おっしゃったとおり御努力してもらいたいと思います。

今回の見直し結果を受けまして、今後、廃止又は改正を行う条例は数多くあると思うのですが、全庁の条例改正について審査する法務文書課の立場として、条例の理念が実現できる、実効性のある条例にするため、条例の見直し、あるいは条例の審査に当たって、今後の取組、基本的なところをお聞かせいただきたい。

法務文書課長

条例の見直し要綱に基づく見直しも、今の五つの視点で考えてきたわけですが、今後、この具体的な条例案文の審査ということにつきましても、基本的にはこの五つの視点に立って、きっちりとした指導をしていかなければならないと考えてございます。

特に、五つの視点のうち、有効性を問われる今の問題でございますけれども、これにつきましては、条例の目的に対して、条例の規定がきちんと機能しているのかということと厳しい目で見ていかなければいけない。特に機能しているかという点につきましては、一つは、規定はしっかりしているにもかかわらず、

その運用ができていないという場合もございますし、規定そのものが時代に合っていないと、目的に照らして適当ではないと、こういった二つの場合があると思いますので、それぞれの原因をよく分析いたしまして、では、あるべき条例の規定はどうかということを考えていきたいと。

特に、運用に当たって問題があるというのであれば、その運用の仕方が議論になってきますし、やはり規定に問題があるということであれば、その条例の規定についてしっかりとどうあるべきかを議論して見直しをしていく。そういうことで、私どもは当分、法令を審査する課としてしっかりとした視点を持って、見直しに当たっていきたいと考えております。

行田委員

要望ですが、現実を的確にとらえて、実効性ある見直しを今後、お願いしたいと思えます。

続きまして、人事制度改革や本庁組織の再編にもかかわる懸念ということで幾つか質問させていただきたいと思えます。私は、良き神奈川の仕組みというものがあると思うのですが、今回行います管理職登用試験の導入によって、壊してしまうことにならないかということをし少し心配をしています。

試験は公平だという形式的な理解から安易に導入すると、かえってふさわしくない人が管理職になってしまうケースも想定されます。そういうことがないように進めてもらいたいと思えます。そこでお聞きしたいのですが、上司の評価による抜てきというのは常に必要だと思っていて、試験制度を、今回中間クラスの中、あるいはその上辺りなんだろうけれども、例えば係長クラスとかで導入して、その後の評価で課長を抜てきするという事も考えられると思うのですが、この辺のお考えを伺いたい。

人事課長

今回の管理職登用試験を導入するに当たりまして、その辺の検討も併せてやらせていただきました。職員の登用試験につきましては、係長相当へ登用する試験、あるいは課長補佐へ登用する試験、課長へ登用する試験などは、自治体によってもいろいろあるのは承知しております。

神奈川県といたしましては、自分で直接仕事を行うという役割から、判断を要し、責任を伴う組織運営の役割へと大きく仕事が変わる管理職への昇任というところで、適性や意欲を的確に見極めるための管理職登用試験を導入するのが、よりいいだろうという判断で、今回設定させていただいたものでございます。

行田委員

分かりました。いろいろ御検討の結果だと思います。私の知っている範囲の話で申し訳ないのですが、他の自治体と比べて、神奈川県の強み、極めて機能していると思われるのは、やっぱり人事と財務じゃないかなと思っているのです。内部要綱は要りますけれども、抜てきの仕組みというのは、一般の社会に見られるより非常に機能しているんじゃないかなと。これは別に皆さんに、お世辞を言う必要は私には全くないのですが、本当に力のある人が、きちんと今までプロモーションされてきたのではないかな。中にはそうではない人もいるかもしれませんが、そのように思っています。

また、財政規律といった面でも、いわゆる財政健全化指標という一つの指標にすぎないわけですが、四つあるうちの三つが非常に優秀だと、これは誇っていい話なのではないか。人のプロモーションの仕方であるとか、財政の組織の在り方など、良いものまでが、今回の一律の改革の中でつぶされていかないかということ、実は非常に懸念をしています。

今回この試験制度を導入するに当たって、全部を否定するつもりはないのです。若いうちに早く選別をしたり、もしくはずっと上の方に上がるときに、またその人の人格とか仕事の結果とかを評価することがあってもいいと私は思うのです。しかし、本当に頑張ってきた人は、希望ややる気を感じなかったら、多分受験しないと思うのです。夜中や、土日までやっている人って、こんな人生もう嫌だと思える人があるんじゃないかなという気がするわけです。そうすると、その人たちは試験を受ける気にならないのではないかなと思うのですが、この試験制度を導入して、全体としてどういう人事をしようとしているのか、形式に陥ることを最も恐れるのですが、その辺はいかがでしょうか。

人事課長

私ども、今回の人事制度改革は幾つかいろいろと試みを入れてございますけれども、職員の主体性を重視する人事制度を構築したいということでやっています。主体的に、自らが自覚と責任を持って、自らの強みですとか専門性を伸ばしていく。そして、行政のプロとして県政に貢献するんだというやる気を持った職員が育っていく、そのために幾つかの人事制度を改革していきたい、ということで設計させていただいているつもりであります。

その中で、管理職試験などを導入していくわけですが、管理職を育成していくということは、意欲ある職員に管理職になる前の段階からいろいろな働き掛けをしていって、道筋を示すなどをしながら、職員一人一人の意欲を引き出していく。そういう職員を育てていくこと自体が管理職の、あるいは上司の非常に重要な役割だと思っています。

したがって、管理職に向けた意識を日ごろの職場の職員指導の中でやっていく。そして、管理職が責任を持って育てていく。管理職登用試験などに対しても積極的に働き掛けて、出ていくように導いていく、このような役割を管理職が、管理職になる次の世代に働き掛けていくことで、全体として仕事にやりがいを持って、全体が活性化していくという職場運営ができるようにしていきたいと思っております。

したがって管理職登用試験、試験といいますと紙切れだけでできれば良いというようなイメージもあるかと思いますが、多角的な側面で人を見ていく形で試験を導入し、透明性ですとか公平性を高めてまいりますので、職員一人一人にとってもモチベーションを高められるものとして、これから運営をしていきたいと考えています。

行田委員

組織の力というのは、恐らく評価の仕方、評価のレベルによって決まってくるのだらうなと思います。人事評価がそうです。また、財務を大事にしてきたと。恐らく中では相当なけんけんががくの議論を今までやってきた中で、神奈川県の本質というのをつくってきたと思うのです。ですから、やはり、今ま

での良き部分は変えないでほしいなというところがあって、今聞きました。

もう一つ、少し突っ込んで聞いておきたいのですが、正社員の方々、常勤職員の方々がいる一方で、非常勤職員の方々もいらっしゃるんですね。県庁の仕事というのは、景気の波にさらされるといっても、民間企業とは違って、生産の状況が変わるといえることはなくて、一つ仕事を覚えたら継続的にやっていくということが、すごく重要だと思うのです。そこで、良い人には長くいていただきたいと思うのですが、非常勤職員であっても有能な方に関しては、非常勤職員というだけで終わらせるのではなくて、一定期間雇用し、戦力として力を発揮してもらおう。その人たちも評価の中に加えていく、ということが私は大事ではないかなと。そのように環境の変化が少ない、という意味でも大事ではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

人事課長

非常勤職員のうち幾つか、事務に従事する者ですとか、あるいはお医者様ですとか、幾つかの方がございますが、今、事務の補助を行う行政補助員という非常勤職員について申し上げますと、広く県民の皆さんに県の仕事を支えていただく、そして新たな就業へのステップとしていただくために、今、行政補助員という形で、平成17年度から、私ども人事課で取りまとめを行いながら募集をさせていただいているところでございます。

今年の2月の募集でも、119の所属で193人の募集を行っているところでございます。非常勤職員の場合、1会計年度内の雇用が基準になりますから、行政補助員の募集において同一の業務が継続している場合は、2回を限度に雇用の更新も可能という形で、業務に習熟された有能な方については、これを更新していくということで、引き続き県政にご貢献いただく、という運用をさせていただいています。

それから、新しい人材育成マスタープランの中でも、非常勤職員につきましては重要な職員構成員と位置付けておまして、資質や能力、役割を明確にするとともに、OJTの充実や職務に必要な研修に参加させるなど、職務能力の向上を図るという位置付けにさせていただいております。平成22年度から、新たに非常勤職員などを対象といたしました研修を計画するなど、職務能力の向上の支援という側面からも当然取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

行田委員

更新は2回ということですが、一つの考え方だと思います。一方では、公平に機会を提示するということがあるとは思いますが、もう一方で、常勤職員として就職した方が安定雇用されていくことも、県にとっては大きな戦力になるのではないかと思います。

ですので、是非2回にこだわるのはどうかと。だからこそ評価というものがある、基準を超えた方というのは、例えば3回の運用、5回の運用という柔軟な姿勢があってもいいと思うのですが、そういうことは検討できないのですか。

人事課長

この行政補助員につきましては、県民に就業の機会をできるだけ提供しよう

という趣旨で、業務見直しによる常勤職員の削減、時間外の削減、あるいは非常勤職員の業務の細分化など、新たに生み出された財源を活用し、非常勤として雇っていかうというものでございまして、おっしゃいますように、一人一人についてはそれぞれの職業生活の部分もありますし、またより多くの県民の方に就業の機会を確保するという点もございまして、現段階では2回の更新で事務補助については運用させていただいております。今後については研究させていただきたいと思いますが、今年募集しているものについては、現段階では2回の更新を前提にしているところでございます。

行田委員

分かりました。現段階はもう決まっていることですから結構です。今後、是非検討していただければと思います。

これに絡みまして、本庁組織の再編ですが、課を小分け化するという一方で、機能性などいろいろな前向きな御説明があるわけなんですけど、一方で、キーとなる課もやはりあると思うのです。変えていいものと変えちゃいけないものがあると思うのです。人事も財政も、権限や組織的な能力が低下してしまうことがあってはならないと思うのですが、その辺、言葉で言うのは簡単ですが、実際に壊してしまってからでは元には戻らない、覆水盆に返らずでございまして、その辺はどうお考えなんですか。

人事課長

御指摘のとおり、今回の本庁組織の再編に伴う見直しの視点は、部長あるいは課長に、業務や権限が集中していること。あるいは、一つの所属に職員数が多いこと。部長や課長という意思決定をする上司と、日ごろ実務を担当している職員との距離が非常に遠いということ。そして、その間に幾つかの担当課長、あるいは副課長、課長代理等々、中間的な職員が階層となって存在し、複雑な執行体制になってしまっている状況ということでございまして、私どもの人事課などにも見られる状況でございまして、

したがって、現行の人事課の職務範囲や権限は幅広いものでございまして、今回の見直しに当たりましては、人事課を人材課と労務給与課という形に分け、1人の課長が行っていた業務を2人で見ていくと。ただ、それぞれの業務に伴う権限は、それぞれ今までのとおり持っておりますので、それを適切に執行し、それぞれの重要な業務について専門的によりきめ細かく行っていくという位置付けで、意思決定の迅速化ですとか、職場の中のコミュニケーションの強化を行っていきたいと思っております。

これまで人事課は、課内調整でいろいろとやってきた部分もありますので、各課を取りまとめる組織人材部長等と連携しながら、全体としてもこれまでのような総合的な調整機能は保ったまま業務を進行していきたいと思っております。

行田委員

要望でございませけれども、やはり変えていいものと変えてはいけないものがあると思うんですね。それは、立ち返るところはどこかというところ、この組織は一体何なんだと、いいところと悪いところについて、自分を評価するところから始まると思います。一律に全部変えようとするのは、やはり無理があるんだろうなということで、フレキシブルに、変えてはまずかったのかなと

いうときには戻っていただきたいし、もっと変えた方がいいなというところは変えていただきたいですし、一律にということではなくて、よく現場を見ながら、良き神奈川の仕組みを続けていっていただきたいと考えまして、この質問を終わります。

最後ですが、不適正経理について質問をさせていただきたいと思います。

まず、この質問に入る前に、今回、監査委員の方がお辞めになりました。責任を感じてお辞めになったと思うのですが、監査は、そもそもある仕事の仕組みがあって、その仕組みに沿って仕事をしているかどうかをチェックするのが監査だと思います。それがすべてではなく、もちろん法的なものとかをチェックするという面があると思いますが、多くの場合は、仕組みどおりにできているかどうかをチェックするのが監査だと思うのです。監査事務局も責任をいろいろ感じていらっしゃる部分もあるとは思いますが、今回こういう事件が起きて、これからどうしていきたいか、率直な所感を少しお伺いしていきたいなと思います。

監査事務局総務課長

今回の不適正経理処理問題につきましては、県の広範な所属で、不適正な処理の事実が多数明らかになったというわけでございまして、監査事務局といたしましては、極めて遺憾であります。また、深刻な事態であると受け止めております。

これらの再発防止のためには、まずは今回のような事案が発生した原因の究明をしっかりと行うことでもあります。それぞれの所属におきまして、法令等にのっとった適切な予算執行を行うコンプライアンス意識の確立が急務であると考えております。同時に、監査事務局といたしましても、これまでの書面調査を中心とする監査では、今回のような問題を発見し得なかったということを重く受け止めておりまして、更に職員調査の精度を上げていく必要があると思っております。

そこで、現在、平成 21 年度の県の出先機関の定期監査を行っているところでございますが、この中では、昨年 4 月の財務規則の改正で添付が義務付けられました納品書の確認ですとか、それから備品だけではなく、消耗品につきましても現物確認を可能な限りで優先的に実施しているところでございます。

現在、執行機関で具体的な再発防止策を検討中というところでございますけれども、この内容をよく見ながら、今後、より効果的な監査手法を検討しまして、引き続き厳正に対処していきたいと考えております。

行田委員

ここで監査事務局に要望をしておきます。監査委員の先生方もそうなんですけれども、今回の問題を機に、改善、改革していく。問題点が分かっているわけですから、しっかりと監査の立場として提言、主張をしていただきたいと思います。もう今回、お一人の方が責任をとって辞められているという事実もあるわけですから、やはり客観的な立場で、二度と起こらないように、監査事務局としても、監査委員の皆様からの御主張をいただいてほしいなと思います。

そこで、また確認したいのですが、12 月 22 日に謝罪をされまして、1 月 20 日の調査会の段階まで対策が打たれない状況だった。そして、今日、3 月 4 日

ですから、現段階までどのような対策がとられてきたのか確認したいと思います。なぜかという、悪い人は、この間にも、もみ消しをしている可能性があるからです。どういことを今までやってこられたか、まず確認したいと思います。

会計局指導課長

私ども会計局で、2月2日付けで会計局長通知を全所属に対して出させていただきました。その主な内容を申し上げますと、平成21年度の年度末を間近に控えているところから、平成21年度の年度末の決算においては、同じような不適正経理を二度とやらないために、まず、随意契約について見積り合わせを適正に行うという観点から、見積り業者の選定を、各所属の管理監督者が自らの指示で行わせるという点と、見積り業者への見積書提出依頼を、管理監督者が自ら行うということを示したところでございます。

次に、納品検査につきましては、今まで、だれが検査を行うのかということについて、特に指示していませんでしたが、これも、支出負担行為や契約の決裁を行う者が、だれそれと指示すると。しかも、1件の納品検査につきまして、複数人間を検査員に指示すると。それから、その検査にかかわる契約や発注を担当した者でない職員を、検査に従事させるということも徹底したところでございます。

行田委員

今、2点あったと思います。一つは、年度末に向けて気を付けるように、という指示をしたのが1点。もう一つは、納品されるときに検収検査をきっちりやる、2人、つまり複数でやるという点。これらについては、また後で少し質問させていただきたいと思います。それらの指示がどういう結果になっているかは、まだよく分かりませんが、一応そういうことをやったということは今確認しました。

政策部・総務部・会計局という報告資料の中の1ページに、経理処理等に係る調査についてのものがありますが、エ 調査方法のところ、「調査部会長宛のメールアドレスを県庁内のネットに設けて、県庁職員及び県警職員から匿名で情報提供してくれるよう、文書等で2回呼び掛けた」とあります。これはどれだけ回答があり、また、どういう内容だったのでしょうか。

総務部総務課長

ただいま御質問いただきました、調査部会長あてのメールアドレスを設定して呼び掛けました情報提供は、調査部会長の御要請により設置したものでございます。

その呼び掛けのポイントは、調査部会内でしか情報は開示しないので、安心して何でも情報を寄せてください、という趣旨でございましたので、事務局をやっておりました私の方にも、調査部会からは、どういう内容のものがあったかということはお知らせいただいております。

行田委員

それは、一つの答えではありますが、納得いく答えではないと思います。

結局、形式的にやりました、と言っていることが非常に多いと思います。調査部会内でさえ、名前も分からない、何も分からない。その中で、私はこんな

事実を知っていますと、だれが何をもらっていましたと、私は知っているんですという情報、それさえも上がってこなかったということですか。

総務部総務課長

繰り返しの答弁で恐縮でございます。どんな内容の情報提供がメールとしてあったかについては、調査部会からは、お教えをいただいている状況です。

行田委員

要望しておきます。意義のある調査をしていただきたい。調査結果が、次の行動に反映されるような調査をお願いしておきたいと思います。

次に、2ページのオの調査結果のところですが、業者の台帳の一部が欠落して存在しない場合もあるとか、預け金だけの収支を作成していない業者が多いとかいうことがありました。これは聞きたいのですが、こうした非協力的な業者は取引対象から外すべきだと思いますし、注文データの管理もできない業者と取引することは、県民の信頼にこたえる行政と言えるのかどうか。多くの県民が、こんな事件を発生させる行政の仕事の在り方を信用するとは、私には思えないのです。これを機会に、取引先の定期的な経営評価の実施や、取引先選定基準を県として独自にしっかりと持つと、そうしてくれるとよいと思うんですが、いかがでしょうか。確認したいと思います。

会計局指導課長

県の取引先としての相手方を、例えば入札の参加から排除するような方法といたしましては、指名停止の制度がございまして、要件に該当する場合には、一定の期間、入札に参加させないような制度がございまして、指名停止要領を定めてございまして、要件の例としましては、刑法の贈賄や談合容疑で逮捕された場合、あるいは独占禁止法違反により公正取引委員会から刑事告発された場合、というようなものを挙げております。お尋ねの、今回の調査に非協力的な業者ということにつきましては、現在の指名停止措置要領に該当する要件ではございませんので、指名停止制度を適用して入札に参加させないということは非常に難しいと考えているところでございます。

その他の、契約の相手方としての業者選定につきましては、発注する契約内容に応じた履行能力を有しているか、という点を主眼とした選定基準を、現在、設けておるところでございます。

行田委員

後からも聞きますけれども、指名停止要領の要件に該当する、贈賄、談合、独禁法違反などはかなり大きな話で、法律に触れたところは停止できますが、今回のように随契の問題であるとかもっと小さな話、軽い罪などは関係ないでんすよ、ということをおっしゃっているようですが、それが県の仕事のやり方なんでしょうか。この場というのは、県民の疑念を晴らす場なのです。しかし、今の御答弁では、逮捕されるとかそういうことがない限り、業者と取引をやめるということはありませんよ、ということになります。一般的な会社で言うと、取引先選定基準はしっかりどの会社も持っています。履行できるかどうかという難しい言葉で言われていたんですが、要するに、要求したら持ってこられる会社だったら、どんな会社でも取引しますよということだと思います。しかし、それは全然違う。それは選定基準でも何でもなくて、単に取引先を見付

けてきた。そこから物を納入できるのであれば、どこからでも買いますよ、ということだと思います。そういう理解でよろしいでしょうか。

会計局指導課長

私ども、契約の相手方の選定につきましては、県内の中小企業の育成という観点から主として選定する、という考え方をとっております。中小企業を中心にするという指名選定の考え方で、取り組んでいるところでございます。

行田委員

中小企業の育成とおっしゃいますが、今回、会社の名前を見たら、中小でもないところも出ています。今の御答弁というのは実態に即していないと思います。いわゆる県民目線からは、全然かけ離れているということ、今の御答弁では感じました。

そこで、少しページを飛びたいのですが、6ページ、(3)のイのところ、預け金等の有無の追加照会がございまして、これは、作山委員の質問に対しての答弁にもありましたが、二度の依頼にもかかわらず、業者調査に協力しない業者が7%あるとこの間も御答弁がございましたが、取引関係にある県の依頼に応じようとしないうこと自体、問題だと思っております。なぜできないのか。それは、別に特殊な情報をくださいと言っているわけじゃないのです。うちは買ったけれども、今疑義をかけられている、だからそれを晴らしたいんだ。うちが買ったものに関して情報をくださいと言っているだけなんです。にもかかわらず、なぜ情報をもらえないのか。内容にもよりますが、買い手のニーズにこたえて情報公開するのは当たり前のことです。にもかかわらず、中小企業の育成ということで、そういう業者を守ろうということを行っているわけです。買い手が買ったものの情報をくださいというのが、なぜ問題なのでしょう。

総務部総務課長

二度目の協力要請をいたしましたけれども、ここに書かれておりますが、100%ではなかったということでもあります。

委員御指摘のとおり、県との取引を行った実績のある業者ですので、県からの協力要請に応じていただける立場にあると、私どももそう理解をしておりますが、現実的には、やはり無回答の状態の業者があります。そのため、今は文書照会という形にしておりますが、方法なども考えて、100%に近づけるような形のことは、検討課題として受け止めたいと思っております。

行田委員

そういう取引先と取引することは、県民は善しとするのでしょうか。まだまだこの7%の会社と、継続してお付き合いするつもりでいらっしゃるのでしょうか。

会計局指導課長

まず、今回、回答のなかった個々の業者を私としては把握しているわけではございませんが、非常に取引額の少ない、小さな会社と理解しております。そうした会社の場合、一般的に申し上げますと、入札参加資格を取っていらっしゃる地元の小規模な商店等も考えられます。したがって、今回のこういった調査結果を踏まえまして、実際にそのような業者と契約した発注機関においては、そういった要素を考慮して、今後、見積り業者の選定等に当たって

いただけるものと考えております。

行田委員

これは額の大小ではないんですよね。あまり軽く言いたくはないのですが、一円たりともってよく言いますよね。しかし、今の答弁では、とにかく中小企業を守らなければいけない、ということになりますね。小さいところであったとしても、聞いたことに答えてくれない会社とは、一体何なんですか、と私は言っているわけです。厳しいことを言いますけれども、もし今の姿勢で物を買うのなら、皆さんには、税金で物を買う資格はないですよ。こうした事件を起こしておきながら、県民に対する疑念を晴らすために、100%の回答を得ようという気はないのですか。

総務部総務課長

先ほども御答弁申し上げたつもりでございしますが、まだ100%に至っていないということから、回答を頂く方法も含めて検討したいと思っております。

行田委員

見直しを是非してもらいたいと思います。今までの仕事のやり方が間違っていたということを確認していただきたいと思います。

今回の対策内容は、すべて本県が悪いという内容で、全編に書かれています。20 ページに書かれているのですが、業者への対応というところでは、(f)のところですが、通報制度をつくると。これは意味がないとは言いません。しかし、預けなどは、相手がいるから成立する犯罪なのです。県職員と業者が、共謀して犯した罪なのです。なぜ県の方だけが、うちが悪いんだと言い続けるのかが分からないのです。この報告資料の中では、相手のことを全く言っていないのです。

そこで、まず聞きたいのですが、懲戒免職となった3人の供述からは、自分たちから預けを持ち掛けたのか、それとも中には業者から持ち掛けられたものはなかったのか、確認したいと思います。

税務課長

職員からの聞き取りにおきまして、業者から話が持ち掛けられて、それについて乗ってしまったといったような話はございません。そうした事実は確認されておりません。

行田委員

分かりました。今回に関してはそういうことだと、今のお話で分かりました。

今回、県職員だけが罰せられたわけなのですが、これは共謀した業者はどのように扱うのですか。要するに、預けというのは片方だけで成立せず、相手がいるのです。相手は何がしかを考えて、その人たちをお助けしたわけです。共謀した業者はどのように扱うのか、お聞きしたいと思います。

総務部総務課長

業者への措置といいますか、対応についてのお尋ねでございしますが、元税務課職員の事案につきましては、今、捜査が進んでいる状況かと思っております。したがって、業者も含めた何らかの事実関係が明らかにされてくるものと思っておりますので、税務課事案にかかわった業者については、少なくとも、その責任が明らかにされてくるものと承知しておりますので、それに応じて対応を

考えることになるかと思えます。

もう一つは、税務課案件を除きました不適正経理処理について、つまり預けを含め、差し替えであるとか、翌年度納入の関係につきましては、地方自治法をはじめとする会計関係規定に明らかに反しますので、それにかかわった職員の責任の所在を明らかにした上で、その責任は問うべきものと理解しておりますが、これまでの調査の過程で、調査部会の調査も含めてでございますが、業者の法的責任を問うべき事実は得ていないという状況でございます。

行田委員

今の総務部総務課長の御答弁というのは、先ほど会計局指導課長が答弁された、指名停止の要領と同じで、贈賄であるとか談合であるとか独禁法に抵触したとか、そういうことでなければ、県としては何もできませんよということだと思ふのですね。

先ほど税務課長の方からは、今回の事件については、県の職員から持ち掛けたという話だったのですが、預けというのは県職員から依頼したのか、業者から依頼したのか、私は分からないと思ふのです。業者にとっては、預けをすることで継続的な取引とか、何がしかの利益を得ることがあるからやるというのは、これは普通に考えられることです。そう思いませんか。そうでなければ、社会的に制裁されるようなことを、なぜリスクを背負ってまでやるのでしょうか。そう考えるのが、ごく普通だと思います。中には、自分が依頼した職員もいるかもしれないが、基本的に、県の職員は非常に優秀な人が多いと思えますし、一生懸命働く人が多いと思っています。だから、そうした職員が、業者の声で自ら変化してしまった可能性も否定できない、と考えているのです。そうした点について、県はどのような認識を持っていますか。

政策総務課長

税務課の事案でございますけれども、1月20日の調査会でも御報告させていただきましたが、県の調査では、税務課の職員は、定時入札の仕組みという形を利用してございます。これは、不適正経理に関与した業者から、入札の参加の予定をあらかじめ連絡を受けて、その日に入札が掛かるように税務課の職員が事務手続を進めて、そういった形で多額の預けを行っていたということでございます。これは、税務課特有のことと存じます。こうしたことから、業者としては、落札実績等で県との取引の実績を伸ばしたいという思惑があったことは想像できるかと思えます。ただ、先ほど税務課長からも答弁しましたように、今委員が御指摘になりました、預け業者との関係で職員の意識が変わってきたということは、預けに関してはなかったものと思えます。

行田委員

預けにしても何にしても、悪いのは県の職員だと。県の職員が悪いから、そう業者に持ち掛けて、自分たちの利益のためにやった、という御答弁をされましたが、県が一方的に悪い、業者は全く悪くない、そういう御答弁として受け止めてよろしいでしょうか。

政策総務課長

預けの行為が続いたということで、先ほど少し申しましたけれども、県との取引実績が業者側の方にも続いた、実績を伸ばしたということで、営業的なメ

リットがどこまであったかは分かりませんが、そういった部分の要素はあったかと思えます。ただ、預けに関しましては、県の職員の方、元税務課の職員を中心に行われたことをございますので、意識も含めまして、先ほど答弁したとおりです。

行田委員

今のお話でいけば、中心に行ったということですから、中心の周りにはほかにあるわけですから、なかなか答えにくい部分もあるのかもしれませんが、少し視点を変えたいと思います。

私は、現場をいろいろ歩いてみまして、いろいろな会社さんからお話を聞きました。中には預けを依頼されて、それはやってはならないこととして、まじめに預けの依頼を断って受注機会を失っている業者があるのです。こういうことを承知しているかどうかと聞くと、知りませんと言われると思いますが、県庁のうみを絞り出す意味からも、そういう声を集めるつもりはないのですか。要するに、預けを依頼されて、まじめに断ってきた業者が一杯いるのです。その人たちは受注機会を失ったのです。公平公正であるべきなのにですよ。県民目線からいったら、こんなことがあってはいけないわけです。こういう人たちの声を集める気はないのですか。

総務部長

今、具体的にそういう業者さんがいられるという確認は、私どもの方から直接的に聞く機会はありません。そういったものを広くお聞きをするかどうか、ということをございます。どこにどういうターゲットを置いてそういった調査をしていくかと、なかなか難しい話と思っております。

これだけの事案として、大きな形で報道もされてございます。いつでも受け付けておりますので、そういうお話をお寄せください、という形のもの、ターゲットがつかめない中では、なかなか難しいかなと思っております。いろいろ機会をとらえながら、新しい仕組みの中では、仮にそのような投げ掛けが職員からあれば、通報していただく仕組みをつくりましたので、きちんと対応してまいりたいと考えてございます。

行田委員

分かりました。要は私が言いたいのは、県が悪いことをしました、だから、全容を解明したいのです、というスタンスを示すことだと思っております。県民の皆さんの疑義を晴らしたいということですから。今、いろいろ話があった中で、通報の仕組みがあるということですから、この通報の仕組みを、取引している業者さんなどへ広報をしてください。県ではこんな事件が起きましたと、どこをターゲットにするかは特定できないから、通報制度がありますから、県民の皆さん、是非とも教えてくださいと。まじめな会社だったら、恐らく言ってくれると思います。お得なことをしたいという人は多分言ってこないですよ。そのようなことが考えられますので、是非、今回の事件をクローズする前に、通報の仕組みをつくりましたから、もしそんなことがあったら、県に通報してください、ということを広報していただきたいと思いますが、部長、よろしいでしょうか。

総務部長

この仕組みは、これからつくりたいということですので、制度をつくりましたらば、当然ながら取引をしている業者さんには、こういう仕組みがございますよと、また不適正な処理をするということになれば、当然、業者側にも何がしかの罰則が伴いますよと、そういうことも併せてお知らせをしてみたいと考えております。

行田委員

今のお話に要望ですけれども、取引している会社だけでなく、悪い人というのは新たな取引先を探してきます。もしくは、トンネル会社をつくりますから、そういうことがないように、とにかくオープンに、一切やりませんということをしっかり表明していただきたいですし、可能性があるところには全部連絡してもらいたいと思います。

私はずっと、県職員だけを一方的に責めるのはおかしいという立場で聞いています。公平公正の観点から、私は質問をしていますから。これは恐らく、すべてではないにしても、多くの県民の人がそう思っていると思うのです。この中にも営業を経験した方がいらっしゃると思いますし、うちの団長もそうですが、これは業者間の公平という観点からも、この件に共謀した業者の取引停止、取引からの排除など、処分すべきだと考えるのですが、いかがですか。そういうのは、事件を起こした県として、お金第一ではなく、誠実を第一としてまじめに頑張っている業者さんへの、せめてもの報いではないかと私は思うんです。これはどうですか。

会計局指導課長

指名停止措置を行うに当たりましては、あらかじめ定めております指名停止措置要件のいずれかに該当するものでなければならないことは当然のことです。推定できるとか、疑いがあるということでは足りませんので、間違いない事実であるということが求められております。この点で、税務課の事案につきましては、物品購入という、県が当事者の一方である事案でございます。もう一方の当事者でございます契約の相手方と事実のとらえ方に違いがあるかもしれない、ということも考えなければならぬと思っております。

今後、税務課の事案を巡りまして、現行の指名停止措置要件に該当する事実があったと県として確信が持てる状況が生じた場合につきましては、指名停止措置も可能ではないかと考えているところでございます。

行田委員

ということは、今までの人は不問ですよということですよ。これから先は考えますが、今までの、今回の事件を起こしたところの相手は、もう何も問われませんよということなのではないでしょうか。

会計局指導課長

あくまでも、その事件があった当時、指名選定要領でどのような要件を設定しており、その要件のどこに該当するかということで、指名停止できるかが決まりますので、現在、県として分かっていることの中に、要件として該当するものがないことから、おっしゃるとおりということになります。

行田委員

そうすると、神奈川県は今回事件を起こしました、テレビにも出ました、全

国に報道されました、県庁の職員が全部悪いのです、業者は一切悪くありません、その業者が不当な利益を得て受注機会を増やし、甘い汁を吸っても、県職員から言われたとおりにやったから業者は何の問題もないのですと。その業者とはこれからも付き合い続けますし、今回罰則もありません、しかし、神奈川県はみそぎをしなければいけないので、県職員を3人をクビにしましたと、そういうことでよろしいのでしょうか。

総務部長

当然ながら、原因は私どもの職員であることは間違いがないわけでございまして、それは厳正に職員については対応をしているということでございます。

そうした中で、一番大きな問題になっている今回の税務課事案につきましては、今、警察も捜査をさせていただいていると思います。そうした中で、業者と県の職員とのかかわりというものが明らかになってくると思いますので、そういうものが明らかになった段階で、先ほどから申し上げているような、いろいろな面での県の基準なりに該当していることが明らかになれば、そういう段階できちんと対応をさせていただきたいと考えてございます。

行田委員

部長の答弁の後で、もう一回質問で申し訳ないのですが、これについては、私は、しつこく質問させていただきます。

となれば、要は、こっちが悪かったんですよ。相手は利益を得たわけですが、そうであっても、その業者は、例えば先ほど言われました、贈賄とか談合など、要領に抵触しない限りは罰しません、ということで考えていいわけですね。今の要領の中に、指名停止要領に該当しない限りは、取引先として今後も継続してお付き合いをさせていただきます、ということなんですね。

会計局指導課長

先ほどの答弁と同じになってしまって恐縮でございますが、現在、私どもとしましては、指名停止措置要領に該当することが確実であるということが分からない限り、指名停止措置は難しいと考えてございます。

行田委員

分かりました。ということは、刑事事件といいますか、そうした大きな事件にならないければ、こういう具体的な事件が起きても、そういう業者は一切罰せられませんと、神奈川県としては大目に見たいと思います、ということだと思います。

そうすると、同じようなお話を聞こうと思うのですが、預けというのは二つあって、一つは、今回、刑事事件になった、公金詐取ですけれども、懲戒免職になった人たちがやった預けもあれば、もう一つは、県の職員から言われた可能性が高いということですが、うちの予算管理で必要だからということで預けをした業者、詐取にはなっていないが、営業業績を上げることで結果として利益を得たという業者さんも含めて、業者は、一切不問で終わりますということよろしいのですね。また同じ答弁を繰り返しますが、これ5回目ぐらいになってしまっていますが、要するに、預けを共謀した会社は、これまでについては一切罪を問いませんと。

会計管理者兼会計局長

指名停止の処分をするということになると、その時点での決まりというものを守ったかどうかということになろうと思います。今回の事案につきましては、県の方の職員の主導の部分があって、預けにしても、年度越えにしても、あるいは目的外の使用にしても、県の会計原則という内部規程の部分について、職員の意識が非常に甘かったと、あるいは守れなかった、きちんとチェックできなかった会計の仕組みに問題があるということがあります。業者との関係につきましては、あくまで契約発注ということがあって、業者側から何らかの働き掛けがあったとか、あるいは虚偽の話があったとか納品があったとかではなくて、むしろ県の方から指示があって、こういうものを納品せよと、それについても一応、受領書が県の方にあり、手続的には適正にできているということを考えますと、現在の神奈川県の方の指名停止のルールを前提にすると、この段階で業者について問うのは難しいのではないかと理解しているところでございます。

行田委員

本当に局長には申し訳ないですけども、今の御答弁は、県民目線とは全く違いますね。県民の方は今話を聞いても、神奈川県は何をしているのか、と思いますよ。だって、業者と一緒にやったのは間違いないですから。彼らは甘い汁を吸ったわけですよ。しかし、今の規程はそうなっているということは、分かりました。とりあえず、神奈川県は、今回の件で業者については一切罰せず、うちの県の方が悪い、ということでやっていきますと。

今後について聞きたいのですが、どういう規定をこれから持つのかどうか知らないですけども、こういうことを発生させた業者というのが、また、今回のようなことが起きたときに、預けに加担した業者に対して取引停止といった排除などの処分をするのですか。

会計管理者兼会計局長

会計局全体としても、今回、内部をチェックする立場として、チェックし切れなかったことは大変重く受け止めておまして、今、本当にこの仕事、点検をしております。先ほど、総務部長からの答弁にもありましたけれども、業者からの通報制度等々も、会計局が担当するかどうかは別にして、議論のそ上に上げているところでございます。

今回の事案もそうですが、正直なところ、県職員の不適正処理とかいった問題になりますと、なかなかその調査が難しいところもありまして、通報をいただいたということ、あるいは、逆に通報をいただけなかった場合についてどういう形で把握するのか等、いろいろな問題があると思っております。いずれにしても、通報していただけなかった場合にどういう形で業者にペナルティーを科することができるのか、という問題があります。これは契約の中に入れ込むとか、先ほど行田委員からお話がありましたけれども、例えば名簿へ登載する前の段階など、何らかの形でそれを説明した上でそういうことをやっていくのか、手順も含めて順次検討していきたいと思っております。

行田委員

先ほど私は、申し上げました。そもそも税金でものを買う資格がないのではないかと。県民の人がそれを聞いたらどう思いますか。理屈は分かります。だけれども、片方はそうやってやったわけですよ、利益を得て。

これはどうされますか、公表した方がいいのではないのかな。神奈川県処分に関して、3人のクビを切りただけじゃなくて、具体的にもっと細かく公表してもらえませんか。疑念を持っている人は一杯いると思いますよ。一般の中小の業者さんなどでは、かなりいると思います。これは公表というのは、もう3人で終わったら、今後、これ以上は県としては言うことはございませんということによろしいのでしょうか。

総務部総務課長

税務課の関係でも、かかわる職員の処分については、委員御指摘のとおり経緯でございますが、今回御報告させていただいた件数、金額といった最終的な不適正経理処理の調査の結果を前提にして、現在、過去5年間の調査期間内に何らかの形でかかわりを持った職員を対象として、どういう責任を問うべきかというのを、急ぎ精査をしているところでございます。

ですから、知事も先日の会見でお話しされていたと思いますが、この不適正経理処理問題の職員へ問うべき責任というのは、税務課関係の3人だけではなく、きちんと対処するというので、今進んでおります。

行田委員

分かりました。ここに関したところは、結論から言うと、神奈川県としては、そういう刑事事件というか、談合とか法律に触れたところでないともう罰しません。今までのことは知りませんが、でもこれから先は、そういう仕組みは考えていきたいとは思いますが。そんな簡単なことではありませんので、神奈川県民とお付き合いするのは非常にグレーな部分が多いと。

今、一般的には、普通の会社が取引するというのは、不正が起きないようにかなり厳格にやられています。一回起きたら二度と起きないように仕組みをつくっているんですね。だけれども、今のお話では、そこまでは変えるつもりはありませんということだと認識をいたしました。

このまま次に行きたいと思うのですが、前回の調査会でもありましたけれども、取引先の選定から発注、納品、検収、支払、この一連の流れの中で、どのように防止対策を講ずるのか、確認をさせていただきます。

会計局指導課長

私どもの庁内の再発防止策の検討チームで検討している、随意契約における再発防止策で説明させていただきます。

まず、発注の関係でございますが、例えば常時使用し、年間を通じて購入するような消耗品につきましては、あらかじめ一定の基準で選定した見積り業者のリストを作成しておきまして、リストの中から契約回数等を考慮して、公平に選定するようにしたいと。あるいは、見積書の提出依頼、これは書面、あるいは電子メールを使いまして、依頼内容が残る形で行うということを検討しているところでございます。

次に、先ほども申し上げましたが、これは随意契約の場合の納品検査に限りませんが、納品検査は必ず複数の職員で行い、その職員は発注を担当した以外の者でなければならないという扱いを検討しております。

行田委員

今、取引先の選定から発注、納品、検収、支払の一連の流れと言われたので

すが、そのうち言われたのは二つしかないのですが。リストの中から公平に選びますというものと、納品検査はダブルでやりますというだけの話なんですけれども、さっきも聞いたのですが、取引先の選定基準というのはつくらないのですか。

会計局指導課長

現在、指名競争入札の参加資格者の選定基準というものがございます。その中では、先ほど来申し上げており、恐縮でございしますが、履行能力のある業者をいかに選定するかという意味での選定基準となっております。随契につきましても、この選定基準と同じような基準で選定するようになっておりますので、その選定基準の中で今回の不適正経理を受けまして、どのような基準として設けるのが防止対策として適切か、検討してまいりたいと考えております。

行田委員

履行能力があるというのはどういうことなのでしょう。物を持ってくるのが業者だから、難しいものを買うわけじゃないので、大体どこでも持ってこられるわけですよ。こういう事務中心でやっていらっしゃるところというのは。インターネットでもいいですから、一般的な会社がよくやっているような基本契約書を見てください。注文したものと、注文した内容に応じてちゃんと納期どおりに物を持ってくるとか、適当な価格でやるとか、そういうことがいろいろ普通に書いてあります。そこの中には、相手に損をさせてはいけないということもきちんと書いてあるし、あったときにはそれなりの処罰を受けるとかいうものが全部入っています。ですから、基準として設けるべきですよ。これは言ってもやらないと言うかもしれないけれども、要望しておきます。取引先選定基準をつくるということは当たり前のことなんです。ましてや悪いことをしたら取引停止にしますよ、と書くのは普通のことなんです。逮捕されなかったら取引停止にしませんなんて、こんなばかな取引先はないですよ。私の知る限りではそんな会社はありません、悪いことをしたら、うちの信用がなくなるから、もうおたくとは取引をしませんというのは普通なんです。不良品を出しただけでも付き合ってもらえませんか。今回は不良品じゃなくて、犯罪を犯した相手だって、まだ付き合いますということですからね。

会計管理者兼会計局長

すみません、一言だけ答弁させてください。

今、犯罪というお話がありましたが、税の問題と、それから預け金、差し替えなど、今いろいろな事案がたくさんあるものですから、一つ一つ整理しながら議論していかなければいけないと思っております。正直なところ、犯罪とかいうものに加担したことが明らかであれば、これは現行でも、契約の問題としてきちんと今後どうするかというのを議論をしていくべきと考えております。ただし、単に預けとか差し替えとかという、いわゆる会計原則の方、県の職員としてはあってはならないことなんです。それに該当した場合、現時点のルールとして、これをもって業者をいきなり取引停止にする、というのは、それこそ現時点では業者に何も告知していない。委員が言うとおりに、法務もそういうことをきちんと検討して、事前に、取引の名簿登載、あるいは契約の段階で、きちんとそれを業者に言っているということを前提にした上であれば、その不

正というものに加担したことが明らかになれば、これは預けとか差し替えに加担したことをもって、不正であるというふうに告知してあれば、それは今後、十分検討できる。また、検討していきたいと考えております。

行田委員

局長、先ほどその話を聞いていますので、それは分かっています。今までの話というのは、県は罰しないということを言ったのですよ。たとえどんなにまじめにやってきた業者であっても、神奈川県は、あなたたちの信用にはこたえることはできない。悪いことをした業者であったとしても、県民目線から見ておかしい業者であったとしても、神奈川県が悪いのだから、一切罰しないという答弁だったんです。だから、私はさっきで終わったんです。

私が今聞いているのは何かというと、これから先に発生したらどうするのですかという話です。だから、取引先選定基準をきちんとつくってくださいということを言っているんです。だから、今おっしゃったのだったら、それはきちんとつくってくださいということを言っています。

発注ですが、今の御答弁で言うと、今回も注文書は作るつもりはないということです。これは一つの考え方なのですが、注文書を確定する、注文番号を採番することによって、一貫した納品の管理とかチェックが可能になるんですね。それがなければ、検収も2人で見るといったら、これは大変な重労働になると思うんです。また、二重払いの防止をするということも難しいと思います。毎年、随意契約だけで数十億円購買している。そうした会社の購買の仕組みが電子化されていないということ自体が、一般的にはあり得ないのです。そこで、お聞きしたいのですが、先ほどおっしゃった納品検査をやるときに、その2人は何を見ながらチェックするのですか。

会計局指導課長

現在、具体的に今から申し上げるところまではっきり決められているわけではございませんけれども、私どもが現在やっていることは執行伺いと申しまして、契約する相手方と金額、それからどういった内容の品物を購入するかというのが全部セットされた文書がございます。納品検査におきましては、その文書を基に、執行伺いで決裁になった内容と納品物が一致しているかということを確認しながら、検査しているところでございます。

行田委員

執行伺いは、年間何件ありますか。

会計局指導課長

正確な数値として持ち合わせておりません。恐縮でございますが、組織の大きさによって違いますが、100件から数千件までであると思います。ただ、これは物品の購入に限らず、電話料とか電気料とか工事代とか、そういったものを含めての件数でございます。

行田委員

私は、何が言いたいかというと、一回一回物が入ってくるときに、今日はこのクリップが入りました、クリップが何百個入りました。だから、これに検収に来てくださいということで電話が来るわけですよ。守衛さんのところかどこか知らないですけども。チェックするときに、担当者の別の部署の人たちは、

担当者は何件もあるような執行伺いの中からクリップのものを探し出して、2人で一緒に、クリップ 100 個、間違いないとやるわけですよ。それは現実的な話ですか。本当にそれをやっているんですか、今。

会計局指導課長

先ほど申し上げた数字は、私どもが会計事務検査等で回っているときの把握の仕方でございまして、物品購入そのものが県の事業の目的というわけではございません。あくまで事業で使う事務用の消耗品などの物品購入になっておりますので、物品購入件数、毎日何件も納品検査を行わなければならないという状態ではないと考えております。

行田委員

残念ながら、今の御答弁はよく分からなかったのですが、ということは、まとめてこの事業をやるときに、執行伺いで丸になれば、その中に各項目があって、クリップ 100 個などが全部あって、それで買うのではなく、例えば事業で一本でどんと伺って、その注文書も何もないわけだから、そのお金の中だったら何を買ってもいい、ということになっているんですか。今の話は、ちょっと具体的に分からなかったのですが。

会計局指導課長

執行伺いというのを契約を決定できる者が決裁するに当たりましては、通常の場合、合見積りの付いた書類を見てチェックしています。見積書は、その契約する相手方なり、見積書をつくった業者から提出してもらうものでございまして、御存じだと思いますが、業者さんの方ではその額で契約するという意思を表示しているものでございます。その中には、クリップでございませうとか、例えばはさみでございませうとか、そういった購入する部分がリストアップされておまして、それに数量と金額が記載されて、合計金額が記載されているという書類が付いております。それを基にチェックするという手順になっております。

行田委員

分かりました。つまり、注文ナンバーはないので、一件一件やるのではなくてまとめてやります。番号も何もありませんが、執行伺いが注文書代わりですよ。どこの会社に注文をして、そして物が入ってきたということ、執行伺いを見ながら全件チェックをしているということによろしいんですね。

会計局指導課長

その通りでございませう。

行田委員

これは大変な労力だと思うのですが、毎日これはすべての部署でそれをやるということが決まり、そして今確実に実行されているということに信じてよろしいでしょうか。

会計局指導課長

先ほど答弁いたしました 2 月 2 日付けの平成 21 年度末の事務の執行通知につきましては、複数で必ずチェックする、契約事務を担当した者は検査に従事しないということを徹底いたしまして、私ども指導課の職員が出先機関、全部の機関を回ってその趣旨を説明し、理解を得てやっていただいておりますので、

徹底されているというふうに考えております。

会計管理者兼会計局長

現在までの取扱いは課長の答弁のとおりですが、今、検討している発注の仕組みは、支出負担行為というものでしか確認できなかったものを、今後は何らかの形で、業者側とこちらに発注表あるいは注文表など言い方はともかくとして、それを残すと、あるいはその番号を通すというような形で、納品なり発注がきちんと確認できるものを用意し、その仕組みができるだけ簡素で確実なものかどうか確認した上で、その後の納品までの一連の作業ができるものを是非工夫したいと考えております。

また、納品につきましても、おっしゃるとおり、検収する人間の数の問題もございいますから、できれば納品は例えば何曜日にするとか、いろんな形での現場の声を聞きながら、できるだけスムーズな仕事ができるよう考えていきたいと思っております。

行田委員

しっかり徹底していただくのと、あと二つ要望しておきたいと思っております。

今、2月2日に徹底しましたという話があったのですが、恐らく徹底したところで、面倒なことはやりたがらないというのが普通だと思うのです。これは実行しているかどうかに関しては、抜き打ちでチェックしてください。やってなかったらどういう罰にするかということも全部チェックしてください。なぜここまで言うかということ、県民の信頼のためです。今回これだけの事件を起こして、二度と起こさないんだと言っているわけだから、二度と起こらないような仕組みをつくると言いながら、実は言葉だけで終わることがないようにしてほしいために、私は言っているのです。ですから、どれだけ面倒でも、やると言ったらやってください。これは行革の話とは全く逆行ですけれども。

そうであれば、これは一つの要望なのですが、しっかり電算化すべきだと思います。これらを電算化するのは当たり前ですよ。そうでなかったらいくらでも悪いことができますもの。以上、二つを要望しておきたいと思っております。

少し視点を変えたいのですが、今、納品の話などいろいろしましたし、きちんと取引先選定基準をつくって、流れをつくっていただきたいのですが、不正の起こる可能性のある取引はすべて洗い出す必要があると私は思っています。物を買う取引だけではないと思っています。公正な取引をするという観点、また県財政への貢献という意味からも、非常にこれは重要だと思っておりますが、県有施設にある自動販売機の設置、これはこれまでどのように業者を決めましたか。

財産管理課長

業者の決定の仕方ということでの御質問だと思います。現状では各財産管理者が、行政財産であれば使用許可で、それから普通財産であれば貸付けという形で業者の決定をしております。

行田委員

これは一つの例なのですが、自販機の契約というのは、利権が伴うというのが一般的な話なのです。例えばマンションを持っていらっしゃる方が目の前に置いたら、それはキックバックというか、何か必ずあるのです。これは普通

にある話です。個別に契約しているのは、私は不明瞭な感じがします。ほかの自治体でもこの取組は行われていまして、横浜市とか川崎市でもやっているそうなんです。例えば同じ都道府県で言えば、群馬県では、2009年度から県有施設に設置されている自動販売機の一部、395台を入札による契約に移行したそうです。これによって、年間約1億6,000万円の収入になり、県の財政確保に大きな成果を上げたそうです。これまでの県有施設内の自動販売機の使用料による収入というのは、年間で約114万円にしかすぎなかったんです。しかし、県全体として、今回、全部見直ししたところ、5年契約で総額7億9,000万円と、10倍以上の歳入確保となったそうでございます。

例えば、県の総合交通センターがあるそうなのですが、その自動販売機、これは県内最高入札額、業者は424万円で落札したそうです。それぐらいのまみがあるということです。そこには財源があるということなのです。つまり、10倍どころじゃなく、100倍以上になったということです。県有施設に設置する場合は、入札の方法によるべきだと考えますけれども、いかがでしょうか。

財産管理課長

県有施設に自動販売機を設置させるやり方につきましては、先ほど御説明させていただいたとおりでございます。以前は地方自治法上、行政財産の目的外使用により許可する手法だけが認められておりまして、使用料を条例で定める必要があったために、公募による入札を実施する余地がございました。しかし、平成19年3月に地方自治法の改正が施行されまして、庁舎等の床面積、あるいは敷地に余裕がある場合に、民間事業者に対する行政財産の貸付けが可能になりまして、公募による入札もできるようになりました。先ほど、委員のお話にありましたように、群馬県さん、あるいは川崎市さんは、このような形で実施をされているところでございます。

今回、報告をさせていただきました利活用の指針の中でも、行政財産として現在使用しております県有地、県有施設につきまして、自動販売機の設置スペースの貸付けを財産管理者と財産管理統轄課で協力して検討することといたしました。県の場合には、市町村と比べますと、なかなか住民が頻繁に訪れる施設は限られてまいりますが、公募による入札を行う場合には、施設の選択をする必要があるものと考えております。検討に当たりましては、実際に公募を行うことが想定されます個々の財産管理者の意見も聞きながら、小規模業者の排除につながらないかとか、あるいは単なる入札ではなくて省エネ性能といったような要素も加味して判断するとか、そういった点も含めて、より良いやり方を生み出していきたいと思っております。

行田委員

わかりました。自動販売機の設置ですから、小規模業者というのはないと思いますが、それは進めていただきたいと思えます。

要望です。もう購買全体の見直しをしっかりといただいて、実効性ある具体的な対策を要望しまして、私の質問を終わります。